

(株) ケアネット熊谷サービスセンター
介護予防・生活支援日常総合事業第1号訪問事業（訪問型サービス）運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ケアネットが設置する(株) ケアネット熊谷サービスセンター

(以下「事業所」という。)において実施する介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（訪問型サービス）(以下、「訪問型サービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問型サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 (株) ケアネット熊谷サービスセンター
- (2) 所在地 熊谷市中奈良1224番地19

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、訪問型サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、総合事業訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防・日常生活支援総合事業計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 常勤換算方法で2.5名以上

訪問介護員等は、訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後17時20分

(3) サービス提供日 祝日を含む毎日

(4) サービス提供時間 午前8時00分から午後18時00分までとする。

(訪問型サービスの内容)

第6条 事業所で行う訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 生活援助に関する援助

(2) 身体介護に関する内容

(利用料等)

第7条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、「熊谷市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額を定める要領」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 訪問型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、熊谷市内とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従事者は、訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 訪問型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報に対する基本方針（プライバシーポリシー）」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を徹底する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(年1回以上)

- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(事業継続計画について)

第13条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して障害福祉サービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施するものとする。（年1回以上）

(衛生管理等)

第14条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置（年2回以上）
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施（年1回以上）
- (身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、居宅介護等の提供にあたっては、利用者又はたの利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）をおこなってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等をおこなう場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備すること。
 - (3) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。（年1回以上）

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとするし、また、業務体制を整備する

- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ケアネットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 1 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 5 月 10 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 12 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 7 月 17 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 7 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。